三原市ふれあい訪問給食サービスの利用申請にあたって

１　事業目的

ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者のおかれた環境・状況を調査したうえで給食サービスを提供することにより、高齢者の健康を保持し、あわせて孤独感の解消及び安否の確認を図り、もって在宅福祉の増進に資することを目的とする。

２　対象者

見守り・安否の確認が必要な方のうち、65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で、虚弱及び疾病等の理由により調理又は食材の調達が困難な者（世帯分離をしていても同居している家族がいる場合は利用不可）、その他特に市長が認めた者（例：同居者が不在で実態は独居・同居の子が障害者である等サービスの利用が必要と考えられる場合、ケース会議を開催し、検討します。）。

３　申請に必要な書類

①　三原市ふれあい訪問給食サービス利用登録申請書（様式第１号）

②　三原市ふれあい訪問給食　アセスメント票（様式第１号と両面印刷をお願いします。）

③　同意書

④　アレルギー対応についての確認書（食物アレルギーのある方）

⑤　介護保険サービス利用者は、「居宅サービス計画書(1)、(2)」

⑥　介護保険サービス利用者は、「週間サービス計画表」の写し、または「介護予防サービス支援計画書」及び「週間支援計画表」の写し

　上記のうち、市へ提出するものは、①・②・③・④。さらに介護保険サービス利用者は⑤・⑥

４　その他

（１）通所介護・訪問介護の利用時間帯は、訪問給食サービスを利用できません。通所介護・訪問介護の利用時間帯を除き、利用者が在宅時間に訪問給食サービスを利用してください。

（２）利用開始後、住所の変更、サービス利用の中止・休止（施設入所、入院、65歳未満の家族との同居など世帯状況の変化）、利用者の死亡等があった場合、三原市ふれあい訪問給食サービス利用者異動届（様式第３号）、三原市ふれあい訪問給食サービス利用アセスメント票（再提出・変更用）を作成し、提出してください。

（３）様式第１号の記載内容に変更があった場合（世帯状況、介護保険認定状況、利用曜日、緊急連絡先等）、三原市ふれあい訪問給食サービス利用アセスメント票（再提出・変更用）を作成し、市へ報告してください。

（例：サービスの休止・再開、家族との同居等世帯状況の変化、緊急連絡先の変更、サービス希望曜日の変更等）

（４）サービスの中止・休止や希望曜日の変更等、急ぎの案件については、市及び委託事業者へ電話等で連絡してください。

　　　なお、サービス利用者がふれあい安心電話を利用されている場合は、その旨を市へお伝えください。ふれあい安心電話の担当へ連絡します。